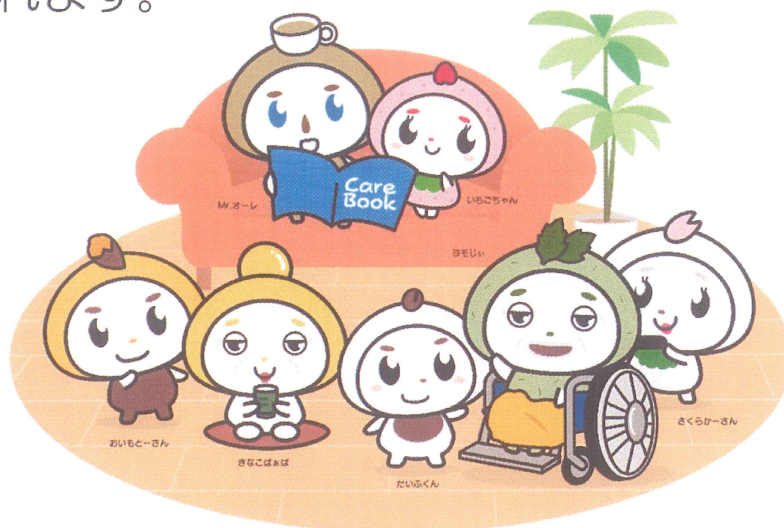


# 成年後見制度

～誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり～

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方に、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービス・施設入所・入院等の契約を結んだり、悪質商法などの不利益な契約から守る制度です。

支援が必要な方に、個人や法人が後見人となり支援をしてくれます。



## 【法定後見制度】

すでに判断能力が不十分となっている人に、判断能力の程度によって、**後見・保佐・補助**に区分され支援を行う制度。

## 【任意後見制度】

将来判断能力が低下した時に備えて、自らあらかじめ任意後見人を決め、支援してほしいことを公正証書で契約しておく制度。

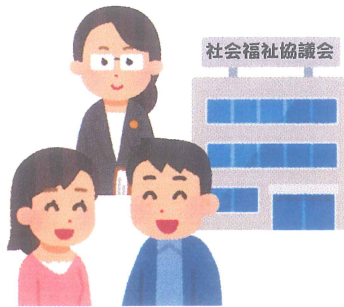
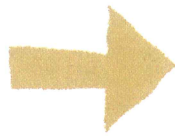
国東市成年後見センター “ほっとかない”  
(社会福祉法人 国東市社会福祉協議会)

# 成年後見人は誰がなるの？

成年後見人は、家庭裁判所が被後見人の生活や財産、希望などを確認して、家族や親せき、法律・福祉の専門家、社会福祉協議会などの法人や団体、専門的な研修を行った地域の人などを選任します。



家庭裁判所



- ・家族や親せき
- ・弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職
- ・社会福祉協議会などの福祉関係の法人や団体
- ・専門的な研修を受けた地域の人（市民後見人）

後見人は家庭裁判所が選任します。

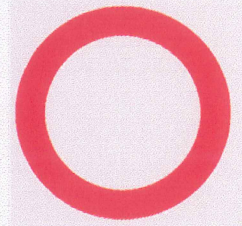
※成年後見制度は判断能力が不十分な人を支援する制度ですので、判断能力が回復したと認められる場合でない限り、制度の利用を途中でやめることはできません。

例）親の土地を売却したいので成年後見人（親族）になった。土地の売却が終わったので後見人をやめたいがやめられない

# 成年後見人は何をしてくれるの？

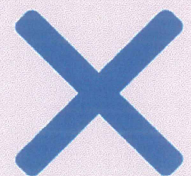
## 【後見人ができること】

- ・福祉サービスや施設入所の契約、入院などの手続き
- ・預貯金の入出金
- ・保険料や税金などの支払い
- ・不動産等の財産管理
- ・郵便物の管理
- ・よくわからずにした契約の取り消し書類の確認や施設などへの改善等の申し入れ
- ・定期的な訪問等による状況確認



## 【後見人ができないこと】

- ・食料や衣料品などの日用品を購入した場合の取り消し
- ・食事を作る、掃除をする、実際に介護、看護をする
- ・手術をする、しないを決めるなどの医療行為の同意
- ・身元保証人、身元引受人
- ・毎日のように来てもらったり話して相手をする
- ・本人死亡後の事務（やむえない場合は一部例外有り）
- ・遺言を残したりする



# 申し立て手続き

## 【申立できる人】

本人、配偶者、4親等以内の親族

※身寄りがいないなどの理由で申し立てをする人がいない場合は、市長村長に申立権限が与えられます。

### ①申立の書類作成及び準備

作成する書類：申立書、申立事情説明書、財産目録、収支予定表、親族関係図、親族の意見書等

集める書類：医師の診断書、本人や申立人の戸籍事項全部証明書、固定資産評者証明書、通帳等金融資産のコピー、保険契約書のコピー、負債に関するコピー等

### ②家庭裁判所へ申立書類の提出

国見町は中津支部、国東町・武蔵町・安岐町は杵築支部に提出  
※収入印紙、切手、戸籍謄本など約10,000円の費用がかかります。

裁判所へ提出する書類を弁護士・司法書士に作成を依頼することができます（有料）

### ①家庭裁判所での審理

申立人、本人。後見人候補者等に必要に応じて事情の聞き取りがあります。親族に対して意向を確認される場合があります

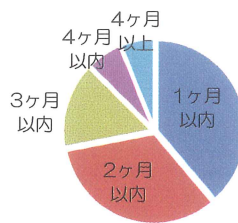
※判断能力によっては精神鑑定が行われる場合があります。

鑑定費用（30,000円～100,000円）

### ②家庭裁判所での審判、後見の開始

後見人の不服申し立てがなければ審判が確定し後見が開始されます。  
東京法務局に後見人として登記されます。

申立から利用開始までの期間は個々の事案により異なりますが、約70%が2ヶ月以内に審理が終了しています



1ヶ月以内・・・38.6%  
2ヶ月以内・・・33.2%  
3ヶ月以内・・・15.4%  
4ヶ月以内・・・6.4%  
4ヶ月以上・・・6.2%

出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（令和4年）」より

# 後見開始後の手続き

## ・審判確定後（初回）

1ヶ月以内に本人の財産目録・年間収支予定表を家庭裁判所へ提出します。

法務局から登記事項証明書を取得します。

預金口座の名義を変更します。

金銭出納帳の作成  
レシート・領収書の管理をして、適切な金銭管理を行う。

## ・家庭裁判所へ報告（基本年1回）

後見等事務報告書、財産目録、収支状況報告書、通帳等のコピー

# 国東市成年後見センターの仕事

## • 成年後見制度の普及、啓発

権利擁護の意識向上や成年後見制度の理解を深めるために、後見会や研修会を住民や関係機関を対象に実施します。

## • 成年後見制度に関する相談及び利用支援

制度の利用について本人、家族、関係機関等の相談を受けます。

制度利用の申立に関するお手伝いをします。

(本人申立支援、記入方法のアドバイス等)

後見人等の相談に応じます。

## • 市民後見人等の養成及び活動支援

後見人を育成をして、地域の担い手を作ります。

## • 成年後見制度に関わる関係機関等との連携及び調整

後見人等受任者や弁護士、司法書士、社会福祉士、医療・介護関係者等のネットワークを構築します。

## • 法人後見業務

家庭裁判所の審理に基づいて、社会福祉協議会が法人として後見等の業務にあたります。

## 国東市市成年後見センター “ほっとかない”

(国東市社会福祉協議会 総務福祉課)

住 所：国東市武蔵町古市1086 - 1 (武蔵保健福祉センター内)

電 話：0978-68-1976

### 国東市地域包括支援センター

電話：0978-72-5184 (国東市役所1F)

電話：0978-82-0800 (国見総合支所)

### 国東市役所福祉課障がい者支援係

電話：0978-72-5164 (国東市役所1F)



## 成年後見 はやわかり

成年後見制度については、厚生労働省のホームページにわかりやすく掲載をしています。

2次元コードもしくは「成年後見はやわかり」で検索

